

博多南線・長崎ルート対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、博多南線・長崎ルート対策特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 博多南線・長崎ルート対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び那珂川町議会委員会条例第6条
- 3 目 的 九州新幹線長崎ルートの開通が博多南線の運行に及ぼす影響に関する調査、研究
- 4 委員の定数 7人
- 5 期 間 調査が終了するまで